

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十五議案第八十五号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第七号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十五号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第七号につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。百八十四万六千四百六十二円六十六銭の増額を計上するものであります。

内容に入る前に概要について申し上げてみたいと思います。

まず、歳入関係では、国有提供施設等所在市町村助成交付金が確定したことによる差額の追加、国・都支出金関係では事務事業等の実績並びに精算による増減相殺額、財産収入として市有地の売り払い、宅地開発指導要綱に基づく寄附金等が主な歳入で、総額で五千七十四万六千円の追加が見込まれている次第でございます。

次に、歳出関係では、共通項目として各施設関係における光熱水費の見直しを実施いたしました。これは円高による原油価格の値下がりをしてきていることから、いわゆる差益還元措置として、本年六月から電気料金並びに七月からのガス料金の値下げが実施されていることから減額措置をいたしました。各施設の内容により供給電圧及び契約種類さらに利用状況等が一律に減額できない部分もありますが、過去の実績等を考慮し、おおよそ当初予算の二割程度、額にして二千三百十九万五千円の減額と相なっております。なお、この減額財源をもって老人送迎用バスの買い替え並びに複合式あんま機を購入いたしたく補正計上いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。そのほか、

主な歳出については、総務費において退職手当特別負担金準備基金への積み立て、徴税費で納期前納付報奨金及び過誤納還付金の追加、都議会議員補欠選挙に伴う諸経費の追加、それと、土木費で防衛補助事業による道路工事費の追加等が主なものとなっております。そのほか事務事業の精査増減となっております。

また、今回すでに御案内の仮称熊川地域体育館建設事業に要する経費について繰越明許費もあわせてお願いしようとするものでございます。

以上、歳入歳出の概要について申し上げてみました。

それでは、予算書に基づき内容について御説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして、既決予算額に歳入歳出それぞれ五千七十四万六千円を追加し、歳入歳出予算総額を百二十九億七千七百七十三千円と定めようとするものでございます。

第二条におきましては、繰越明許費でございますが、これは仮称熊川地域体育館新築工事につきまして、用地の確保、設計等が整いまして実施いたすのですが、諸般の情勢から工事完了が翌年度になることから、一部事務費を含めた事業予算を翌年度に繰越明許にいたそうとするもので、後ほど御説明いたしますが、第二表で定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、各項における主な補正額について申し上げます。いろいろと思います。

まず、国有提供施設等所在市町村助成交付金で、いわゆる基地交付金でございますが、このたび交付決定されましたことによる追加分で三千七百二十万一千円を補正いたしました。総額を十一億五千七百四十五万六千円にいたそうとするものでございます。この額は、昨年と比較して二百五十五万三千円、率にして〇・二％の増と相なる次第でございます。

次に、使用料及び手数料の使用料で三十四万六千円の減額は、市営プール使用料で実績精算減額分でございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金で七百六十九万九千円の減額は、歳出に関連いたします児童手当の実績に基づく対象人員の減によるものでございます。国庫補助金の一千百五十六万四千円は、民生費国庫補助金としてシルバー人材センター高齢者事業団運営に要する補助基本額の改正に伴う増分と、新たに高齢者事業団委託事業に対する補助金の追加分合わせて一千二十四万九千円、それと、今年度実施しております熊川地域土地画整理調査が補助対象として認められたことによる土地画整理事業調査費補助金二百四十万円の追加、それと小中学校要保護・準要保護児童生徒に対する諸要費補助金として、国の配分額の確定及び配当人員の実績に伴う教育費国庫補助金の減額百八万五千円以上、増減相殺追加でございます。

続きまして、都支出金の都負担金の七十九万円の減額でございますが、民生費都負担金で老人福祉手当の対象申請者増による追加分三十八万三千円と、児童手当負担金で国庫負担金と同様、歳出関連に伴う実績に基づく対象人員減による百七十三万三千円の減額との相殺減額でございます。都補助金百二十一万円の減額につきましては、民生費都補助分でシルバー人材センター高齢者事業団運営費にかかわるもので、先ほど国庫補助金の増額による調整減額分百八十一万円、それと心身障害者通所訓練事業運営費の補助基本額と単価アップによる増額六十万円との相殺追加額でございます。次の、委託金百八十九万二千円の追加補正につきましては、都議会議員補欠選挙費の委託金で、歳出計上分にかかわる経費七十九万四千円と、公害防止条例に基づく市長委任事務費の実績に基づく追加分百九万七千円の合計額でございます。

次に、財産収入の財産売却収入八百五十三万三千円の追加は、廃道敷の売り払いで、場所は熊川五三五一、熊川字武蔵野一五〇五一五、同じく一五〇五一六番地、合わせて九十・六七平米分でございます。

次の、寄附金二百万円の追加は、宅地開発指導要綱に基づく寄附金でございます。

次に、諸収入の雑入で三十九万八千円の減額は、西多摩地域広域行政圏共同事業として実施した演劇の実績に基づく入場料並びに関係市町村負担金の減額でございます。

以上、歳入追加補正総額五千七百七十四万六千円で、歳入総額百二十九億七千七百七十三万三千円と相なる次第でございます。

す。

続いて、歳出について御説明申し上げます。三ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費でございますが、総務管理費におきまして二千二十七万円の追加補正でございますが、庁舎管理費において光熱水費として、電気、ガス及び冷暖房用燃料費の減額として二百四十五万二千円、退職手当特別負担金準備基金への積み立てに二千二百六十七万九千円の追加、電算導入に伴う予算書の印刷代追加二十七万円、行政改革委員会に要した議事録のテープ起こし手数料の不用額減額二十三万二千円、それに防犯活動経費として新たに発足した福生警察署管内公益企業等暴力対策協議会負担金の追加五万円、以上、増減相殺によるものでございます。

次に、徴税費三百五十七万円の追加は、納期前納付の件数増に伴う報奨金の追加百七万円と、更正決定等による過誤納還付金の追加二百五十万円でございます。選挙費におきましては、来年度実施されます都議会議員補欠選挙に伴います今年度執行予定の事務費等諸経費七十九万四千円の追加でございます。

続きまして、民生費でございますが、社会福祉費におきまして五百四十七万三千円の追加につきましては、特殊疾病患者五名分の増に対する福祉手当の追加と、老人福祉関係事業の実績に基づく増減不用額、福祉会館の管理に要する経費の電気、ガスの光熱水費の減額、それと備品購入費として老人用の寝台式あんま機並びに老人送迎用の中型バスの買いかえ購入費、以上の増減相殺追加でございます。

次の、児童福祉費の一千二百三十六万九千円の減額補正は、児童手当関係で対象人員の減による当初予定の申請が下回ったことによる減額が一千四万五千円、それと保育園並びに田園会館の光熱水費の減額、合わせて二百三十二万四千円の減額合計でございます。

続きまして、衛生費におきましては、保健衛生費で七十五万四千円の減額は健康センターの電気料、ガス代分でございます。

清掃費の四十万円の減額は、じんかい車買いかえ入札差金でございます。

農林水産業費の農業費で五十一万二千円の減額は、アメリカシロヒトリ防除経費の作業員賃金等事業精算に伴う減

額でございます。

次に、土木費でございますが、道路河川橋りょう費で六百九十九万三千円の追加につきましては、下の川ふたかけによる道路拡幅計画に基づく五日市線下流域分のふたかけ設計委託料の追加が五百二十万円、防衛補助事業として実施している継続事業の田園通りの舗装、補修工事について追加が認められたことによる追加工事費六百七十万五千円それと、交通安全施設の街路灯電氣料の減額四百九十一万二千円、以上の増減相殺追加でございます。

次の、都市計画費の二十九万二千円の減額は、公園の電氣料でございます。

住宅費の七十四万二千円の追加につきましては、公債費における公営住宅債の利子の減に伴う財源を基金に積み立てようとするものでございます。

次に、消防費の三百九十一万六千円の追加は、水道本管の延長に伴い、消火栓の増設、それと管理に要する水道事務所への委託料でございます。

続きまして、教育費でございますが、小学校費におきまして一千二百十九万九千円の減額は、各小学校における光熱水費と燃料費、合わせて八百六万円の減額、それと要保護世帯児童の学用品通学用品等扶助費の減が四百十三万九千円で、申請に基づく確定による精算残金、以上の合計でございます。

次の、中学校費三百四十一万九千円の減額は、小学校費同様で、光熱水費等で百六十九万二千円、扶助費で百七十一万七千円のそれぞれの減額でございます。

四ページをお開きいただきたいと思ひます。次の、学校給食費で二百十六万一千円の減額は、給食センター電氣、ガスの光熱水費でございます。次の、社会教育費の三百五十三万六千円の減額は、市民会館、図書館及び地域会館それぞれ光熱水費の減額で、合計三百三十二万六千円、それと、西多摩広域行政圏事業の実績精算に伴う事務費等の減額四十一万円の合計額でございます。

保健体育費については四百四十一万円の減額で、これはプール、野球場を初めとする屋外体育施設、市民体育館の光熱水費の減額、合わせて四百十三万円、それと、屋外体育館施設の修繕料の追加二十二万円、それと、体育館の非

常放送設備工事の入札差金の減額五十万円、以上、増減相殺減額でございます。

次に、公債費の四百万七千円の減額補正につきましては、六十年度債にかかわる利子相当分で、借入日未確定による差が生じたことによる減額でございます。

次に、諸支出金におきまして、学校施設整備基金費の二百万円の追加につきましては、歳入で御説明いたしました宅地開発指導要綱に基づく寄附金を本基金に積み立てようとするものでございます。

最後に予備費でございますが、五千四百七十七千円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正総額五千七十四万六千円で、歳出総額百二十九億七千七百七十三万三千円と相なる次第でございます。

次に、五ページをお開きいただきたいと思ひます。第二表、繰越明許費でございますが、教育費の保健体育費の仮称熊川地域体育館新築工事に要する事業費で、既決予算総額四億三百七十六万五千円のうち三億五百二十七万一千円を翌年度に繰り越して使用いたそうとする額を定めようとするもので、内訳につきましては、工事請負費が三億百万円、監理委託料三百九十五万三千円、それと、電波障害調査委託料等の事務費関係合わせて三十一万八千円でございます。

今後の予定につきましては、国の交付決定をまって、来年早々に契約同意をお願いし、九月末工事完了を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、大変複雑な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を業います。

○二十番（指田保雄君） この補正予算を拝見しますと歳入が五千七十四万六千円あるんですね。それに対して予備費に回したのが三十万円を余計にくっつけて五千四百七十七千円ですね。三十万円足して予備費に回しちゃったと、ちょっと市民不在の補正予算じゃないかと思うんですね。

例えば、確かにここではバスなんか買ってますけれども、例えば市内の道路の側溝、通学路なんかを見ても段差があつて非常に危険な所が多いわけですね。そういった箇所については、過去にも一般質問等で改善方を大勢の議員が要請しているわけです。

光熱水費が円高差益ということで、たくさん余ったからこういう予算が出てきたと思うんですけども、そういったものをそういう方に回せなかったのかどうか。今から発注すれば間に合ったわけだと思うんですね。それを歳入よりも多く予備費に回しちゃったというのは余りにも芸がない予算だと私は思うんですね。

そこら辺、どのように考えているのかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○企画財政部長（内田和雄君） 確かに御指摘のとおりでございます。非常に予備費に多額の金が入っているわけでございます。

今年度は、特別今申し上げたような光熱水費等の関係で、この時期にこれだけの金が、予算が出てきたというようなことでございまして、例年でしたらこういう差金等も出ないわけですが、御指摘のとおりでございますし、また、ここで担当部におきまして御指摘のような道路関係、また、そういうものの中でできるようなものがあるかどうか、一応検討はしたんですが、なかなか時期的に、今の時期では無理だということのようなことで予備費の方へ回させていただきました。非常に御指摘のとおりだと思います。

今後、こういうふうなことの見通しがついた時点では、できるだけ早く調整しまして、実際にできるものに回していくというふうなことの措置をさせていただきたい。

今年度は非常に申しわけないと思いますが、これだけの大きい額を予備費に回させていたいただいたというようなことでございます。今後、予算をつくるときには気をつけてまいりますので、ひとつよろしく願ひいたします。（了解、頑張ってください）と呼ぶ者あり

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第八十五号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 三時五分まで休憩いたします。

午後二時四十九分 休憩

午後三時 五分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十六議案第八十六号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十六号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算第三号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入において国庫支出金の減額を、歳出におきましても委託料及び公債費を減額しようとするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、一ページを開きをお開きをいたしたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四百六万一千円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を十八億八万一千円と定め

ようとするものでございます。

次に、二ページを開きをいただきたいと思ひます。第一表、歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、国庫支出金で四百六万一千円の減額補正で、これは歳出でも減額しておりますが、下の川改修に伴う設計委託料の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費で七十万円の減額補正で、内容といたしましては公共下水道の樋管等土砂除去及び草刈委託料で、特に台風等による樋管部への土砂除去が今年度は小規模で済んだことによるものでございます。

次に、事業費で五百三十一万三千円の減額補正は、下の川改修に伴う設計委託料でございます。側道の事業化に伴いまして五日市線及び五日市街道の横断部を設計から除いたことによる減額でございます。

次に、公債費で四百五十六万六千円の減額補正でございますが、これは公共下水道事業債利子で四百四十一万三千円、流域下水道事業債利子で十六万三千円の減額でございますが、いずれも借入日数の減及び利率の引き下げ等によるものでございます。

次の、予備費でございますが、六百五十一万八千円は財源調整をするものでございます。

以上、大要雑駁でございますが、慎重御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上、説明いたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十六号は、建設委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

した。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第十七議案第八十七号昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）を議題

といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十七号昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補

正予算第二号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、石綿管を鑄鉄管にかえるための配水管布設替工事の追加と水道事務所二階事務室増築工事等がその主な内容でございます。

それでは、一ページを開きをいただきたいと思ひます。総則ですが、第一条で、歳入歳出それぞれ七千五百二十六万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億四千六百三万六千円と定めようとするものでございます。

次に、二ページを開きをいただきたいと思ひます。第一表、歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。まず、歳入は、東京都からの受託水道事業収入七千五百二十六万円を追加いたしまして七億四千六百万円でございます。

次に、歳出でございますが、受託水道事業費のうち水道管理費につきましては五千九百六十五万円の追加であります。この主なものは、導配水管布設替工事といたしまして、既設の石綿管、一千三百九十メートルほどを鑄鉄管に管理がえする工事と、それに伴いまして移設いたします消火栓七カ所の移設工事等でございます。

さらに、建設改良費につきましては、一千五百六十一万円の追加であります。これは水道改良費でありまして、その主なものは水道事務所二階事務室増築工事であります。現在の事務室に接続して、約五十四平方メートルほどの事務所を広げるための工事でございます。

以上、合計七千五百二十六万円の追加をいたしまして、歳出合計七億四千六百三万六千円としようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜り原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明いたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番（上野重勝君） 一点お伺いいたします。

水道の方は電気料、相当使っていると思うんですが、円高差益の方はなかったのか、あったのか。

○建設部長（森田 進君） 自席から御答弁申し上げます。

御指摘のとおりでございます。今の予定ですと年度末で九百万円程度の残が出るようになってございますが、特に何かこの件については都の方の予算に対する指導もございまして、そのまま一応、予算については減額しないで計上しているということでございます。以上でございます。

○九番（上野重勝君） これは福生市の予算ですから、都の指導がなかったからやらなかったんじゃないかと、やはり均衡上、片方の方でこういう予算措置をした場合には、こちらの方でもやるべきが筋だろうと思います。

この次はぜひそうしていただきたい。要望しまして、終わります。

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号は、建設委員会に付託いたしたいと思っておりますが、御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十八陳情第六十一号福生市田園地区隣接河川敷に自然公園の建設に関する陳情書を議題といたします。

を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第十九陳情第六十一号町会会館の補助等に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第二十陳情第六十一号首都圏中央連絡道路建設促進に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田治男君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十一―十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第二十一陳情第六十一―十四号福生市に非核都市宣言を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田治男君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十一―十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第二十二陳情第六十一―十五号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田治男君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十一―十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（森田治男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十一日から十八日までの八日間、休会とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。よって明十一日から十八日までの八日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、十二月十九日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時十六分 散会

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男） 以上で意見を終わります。

陳情第六十一、十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

○議長（森田治男） 日程第二十一陳情第六十一、十四号 福生市に非核都市宣言を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男） 以上で意見を終わります。

陳情第六十一、十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（森田治男） 日程第二十二陳情第六十一、十五号「非核、平和福生市宣言」制定に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男） 以上で意見を終わります。

陳情第六十一、十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

平和三十十六号 議会

○議長（森田治男） 本日は以上で議事を終ります。本日は以上で議事を終ります。

本日は以上で議事を終ります。本日は以上で議事を終ります。

○議長（森田治男） 本日は以上で議事を終ります。本日は以上で議事を終ります。

陳情第六十一、十四号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

(陳情の内容)

福生市に非核都市宣言を求める陳情

(陳情の趣旨)

いまだかつて人間の踏み込んだ事のない北海道や沖縄の大自然を破壊しようとする動きが昨今マスコミをにぎわすようになり、あわせて自然を守ろうとする声も高まりつつあります。

この中、北海道のサロベツ原野では、原子力発電所で不要になつた核の廃棄物を投棄しようとする動きが、住民や自然保護団体の反対を押し切つて強行されようとしています。いま、人間は核をコントロールできません。そのことは原子力発電所もそうですが、そこで発生した核の廃棄物も、すべて過疎地へ捨てていることからもはつきりしていると思います。

核戦争が起これば、人類の生存は危ういでしょう。しかし、いまのままでは核戦争に至らなくても人類は核に侵され、その生存にかげりが見えます。

私たち大人は、責任を持つて子孫に残さなければならぬものがあります。それは、核戦争による破壊ではなく、核の廃棄物でもなく、地球の生きる姿であり、そのあかしである自然を残すことだと考えます。

非核都市宣言の実現は、人類の未来を真剣に考えるからであり、私たちの生きかたを創造するものだと思います。福生市に非核都市宣言をもとめます。

昭和六十一年十二月三日

陳情者

福生市北田園二一〇一六

シテイハイム北田園一〇三号

大 森 進 ㊦

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書